

居宅介護支援事業所たてやま

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

(介護予防支援事業)

利用者： _____ 様

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (076-464-9881) (月～金曜日 09:00～17:00)

管理責任者 糸 志穂

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所たてやま
所在地	富山県中新川郡立山町野町 350-15
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (富山県 第 1671601001 号) 介護予防支援事業 (富山県 第 号)
サービスを提供する実施地域※	立山町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制 ※職員体制は変動しますが、基準は遵守しております。

管理者 1 名
主任介護支援専門員 1 名 (管理者兼務)
介護支援専門員 1 名以上

(3) 営業日及び営業時間

月～金曜日 午前 9 時から午後 17 時まで

※ (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

但し、緊急の場合は時間外でも相談業務を行います。

営業時間外は下記の電話にて 365 日 24 時間、常時連絡可能な体制をとっています。

(緊急時連絡先) 076-464-9881

3. 申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援単位数）介護報酬公告額 × 地域加算（1単位×10円）

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護1・2	要介護3・4・5
介護支援専門員取扱件数45件未満	1,086単位	1,411単位
介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満	544単位	704単位
介護支援専門員取扱件数60件以上	326単位	422単位

居宅介護支援費（Ⅱ）

一定の情報通信機器（AIを含む）の活用
または事務職員を配置

	要介護1・2	要介護3・4・5
介護支援専門員取扱件数50件未満	1,086単位	1,411単位
介護支援専門員取扱件数50件以上60件未満	527単位	683単位
介護支援専門員取扱件数60件以上	316単位	410単位

介護予防支援費

介護予防支援費（Ⅱ）	指定居宅介護支援事業者のみ	472単位
------------	---------------	-------

加算を算定した場合

（加算要件を満たす際は算定させていただきます。適用要件は付属別紙3を参照ください。）

初回加算	300単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位

退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7 5 0 単位
退院・退所加算（Ⅲ）	9 0 0 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2 5 0 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2 0 0 単位
特定事業所加算（Ⅰ）	5 1 9 単位
特定事業所加算（Ⅱ）	4 2 1 単位
特定事業所加算（Ⅲ）	3 2 3 単位
特定事業所医療介護連携加算	1 2 5 単位
ターミナルケアマネジメント加算	4 0 0 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	2 0 0 単位
通院時情報連携加算	5 0 単位
委託連携加算	3 0 0 単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5 / 1 0 0 単位

減算を算定した場合

業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 ※令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
特定事業所集中減算	正当な理由がなく、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一のサービス事業者によって提供された数が80%を超えている場合 200 単位減算

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議におい

て、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

7. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行うことに努めます。

前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービスの割合

- (1) 前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 内容及び手続の説明及び同意

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

11. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。

そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

12. サービス内容に関する苦情

（ア）当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援（介護予防支援）に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

（イ）その他の窓口

当事業所以外に下記の窓口等に苦情を伝えることができます。

中新川広域行政事務組合 介護保険課	所在地	富山県中新川郡舟橋村国重 2 4 2
	受付日	月曜～金曜
	電話番号	0 7 6 － 4 6 4 － 1 3 1 6
	受付時間	9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
国民健康保険団体連合会	所在地	富山市下野宇野豆田 9 9 5 － 3
	受付日	月曜～金曜
	電話番号	0 7 6 － 4 3 1 － 9 8 3 3
	受付時間	9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	富山市安住町 5 － 2 1 富山県社会福祉協議会内
	受付日	月曜～金曜
	電話番号	0 7 6 － 4 3 2 － 3 2 8 0
	受付時間	9 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0

富山市福祉保健部 介護保険課	所在地 富山市新桜町7番38号 受付日 月曜～金曜 電話番号 076-443-2041 受付時間 8:30～17:15
立山町健康福祉課	所在地 中新川郡立山町前沢1169 立山町元気交流ステーション3階 受付日 月曜～金曜 電話番号 076-462-9958 受付時間 8:30～17:15
立山町 地域包括支援センター	所在地 中新川郡立山町前沢1169 立山町元気交流ステーション3階 受付日 月曜～金曜 電話番号 076-462-9088 受付時間 8:30～17:15

12. 当法人の概要

法人種別・名称	I M F 株式会社
資本金	10,000,000 円
設 立	令和 3 年 11 月 1 日 分割設立
所在地・電話	富山県富山市才覚寺 2 4 6 番地 4 代表取締役 三浦 克志 電話 0 7 6 - 4 6 1 - 6 6 5 7
事業内容	居宅介護支援事業、介護予防支援事業

(付属別紙 1)

要介護認定前に居宅介護支援（介護予防支援）の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援（介護予防支援）について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

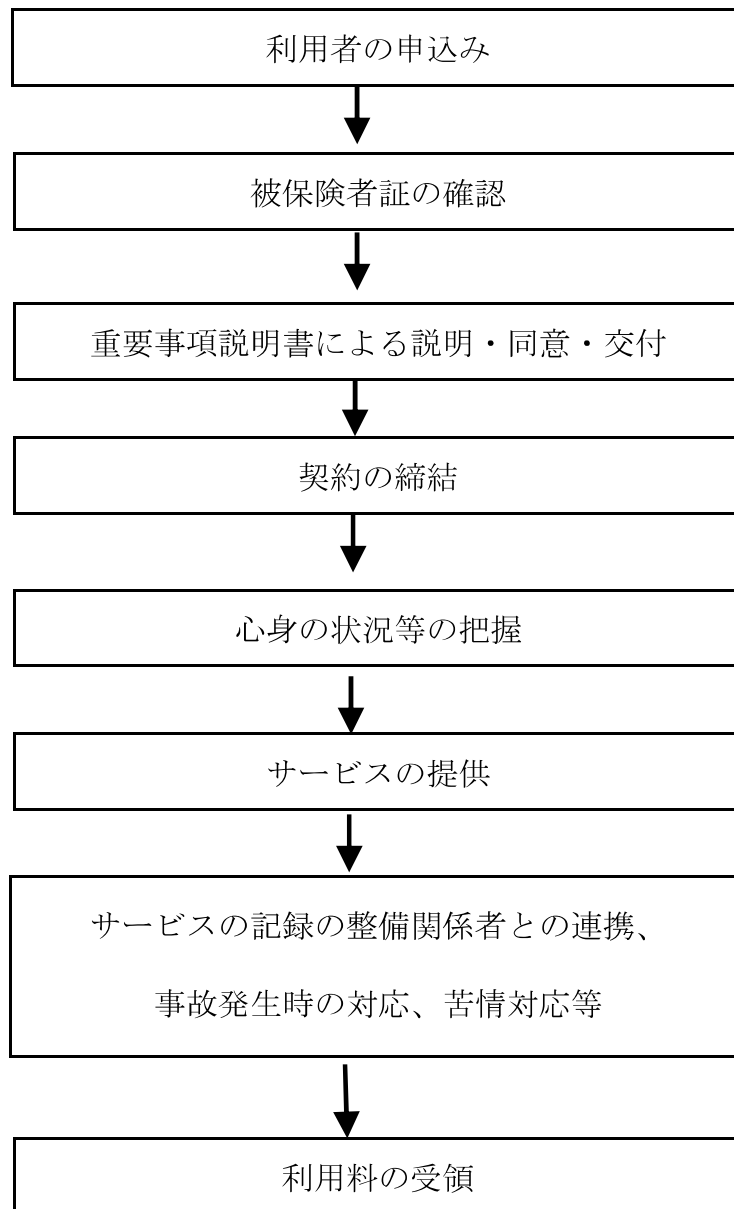
3. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙 2)

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙 3)

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 介護状態が2区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成する場合
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算 (Ⅱ) イ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受け場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算 (Ⅲ)	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

特定事業所加算（Ⅰ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。 (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 (5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。 (6) 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 (8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 (9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 (10) 事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満）であること。 (11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。 (12) 他の法人が運営する事業所と共同で事例検討会、研
-------------------	--

	修会等を実施していること。 (13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
特定事業所加算（Ⅱ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)上記加算（Ⅰ）の(2)(3)(4)、(6)～(13)の基準に適合すること。 (2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
特定事業所加算（Ⅲ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)上記加算（Ⅰ）の(3)(4)、(6)～(13)の基準に適合すること。 (2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 (3)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。
特定事業所医療介護連携加算	以下の要件をすべて満たす必要があります。 前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が35回以上 前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合

緊急時等居宅カンファレンス加算	病院の求めにより、病院の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。1月に2回を限度として加算する。
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する。
委託連携加算	介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力すること。 委託にあたって、委託連携加算を勘案した委託費の設定を行うこと。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（※）に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合 ※豪雪地帯（富山県該当）

【減算】

業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合
特定事業所集中減算	正当な理由なく、居宅サービス計画が同一の事業所によって、提供総数の占める割合が80%を超えている場合（対象期間は6ヶ月以内に作成した居宅サービス計画）

令和 年 月 日

居宅介護支援（介護予防支援）の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	富山県中新川郡立山町野町 350-15
	名 称	居宅介護支援事業所たてやま

説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援（介護予防支援）についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名

(代理人) 住 所
氏 名

本人との関係